

2024年度 防火標語

『守りたい 未来があるから 火の用心』



小型ポンプの部 和泊町消防団 優勝

	救 急	火 災
和 泊 町	210	0
知 名 町	233	0
与 論 町	197	2
計	640	2

TOPICS

主な内容

- P2 火災・救急・救助概要
- P3-4 沖永良部与論地区広域事務組合議会
- P5 令和5年度決算報告
- P6 消防署からのお知らせ
- P7-8 分遣所だより

令和6年出動・出場状況 令和6年1月1日～8月31日

火災

前年に比べると、火災件数は減少しています。しかし、これからの季節、空気が乾燥し火災が発生しやすい気象状況が続きます。たばこの後始末や、コンロの消し忘れなどには十分注意しましょう。

枯れ草焼きなどの火入れを行う際には、必ず消防署へ届け出るとともに、消火の準備をして多人数で行いましょう。また、消火するまでその場を離れないようにし、夕暮れ時や風の強い日には行わないようにしましょう。

管内において、まだ住宅用火災警報器を設置されていないご家庭がみられます。設置されていないご家庭は、早めの設置をお願いします。

救助

前年に比べ、救助件数は減少しています。その内訳を見ると、管内では特に水難事故が多く見られます。

与論町において、水難事故が増加しています。海で泳ぐ前に救命胴衣の着用やその日の天気などに気をつけて泳ぎましょう。また、保護者の方は子どもから目を離さないようにし、1人で泳がせないようにしましょう。

車の運転をする際は、周囲の安全確認を確実にし、夕暮れ時は早めにライトを点灯しましょう。歩行者は、夕暮れ時や夜間は明るい色の服装と夜光反射材を着用しましょう。

救急

前年に比べ、救急件数は増加しており、緊急性のない救急出場が増えています。本当に救急車を必要とする人の場所に到着が遅れて救える命が救えなくなる恐れがあります。大切な命を救うためにも救急車適正利用のご理解とご協力をお願いします。

また、救急車は出場要請が入ると、法律で決められた範囲内の速度で救急現場へと向かいます。1分1秒でも早く傷病者の元へ行けるようにするため、救急車が近づいて来た際は道を譲ってください。ご協力をお願いします。

●火災件数

事故種別	建物	車両	その他	合計
町別				
和泊町	0	0	0	0
知名町	0	0	0	0
与論町	2	0	0	2
合計	2	0	0	2

●救助件数

事故種別	交通事故	水難事故	その他の事故	合計
町別				
和泊町	0	1	1	2
知名町	1	1	2	4
与論町	0	4	1	5
合計	1	6	4	11

●救急件数

町別	事故種別	火災	水難	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	転院	その他	合計
	和泊町	出場件数	0	1	8	4	2	34	0	1	147	9	4
	搬送人員	0	1	8	4	2	31	0	1	139	9	0	195
知名町	出場件数	0	1	7	1	1	25	1	1	159	31	6	233
	搬送人員	0	2	7	1	1	24	1	1	150	31	0	218
与論町	出場件数	0	3	9	2	5	33	0	1	126	17	1	197
	搬送人員	0	2	10	2	6	32	0	1	123	16	0	192
合計	出場件数	0	5	24	7	8	92	1	3	432	57	11	640
	搬送人員	0	5	25	7	9	87	1	3	412	56	0	605

●令和5年組合議会第1回臨時会(10月24日開催)で審議された案件

議案番号	付議件名	議決結果
承認第1号	令和4年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算(第4号)	承認
承認第2号	令和5年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算(第1号)	承認
承認第3号	沖永良部与論地区広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について	承認
認定第1号	令和4年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第16号	沖永良部与論地区広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第17号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合同規約の変更について	原案可決
議案第18号	令和5年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算(第2号)	原案可決

●令和5年組合議会第2回臨時会(12月20日開催)で審議された案件

議案番号	付議件名	議決結果
議案第19号	沖永良部与論地区広域事務組合報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第20号	沖永良部与論地区広域事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第21号	沖永良部与論地区広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第22号	令和5年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算(第3号)	原案可決

●令和6年組合議会第1回定例会(3月18日開催)で審議された案件

議案番号	付議件名	議決結果
議案第1号	沖永良部与論地区広域事務組合会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第2号	沖永良部与論地区広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第3号	令和5年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第4号	令和6年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計予算	原案可決

【一般質問】令和6年組合議会第1回定例会（3月18日開催）**問 職員不足について****南 有隆議員（与論町）****答 管理者（前和泊町長）**

現在、本署22名、分遣所13名。最低人員本署7名、分遣所4名が二交代制で勤務を行っております。近年、救急件数が増加傾向にあり、同時出勤も増えていることから職員の理解を得て非番招集を行っております。また、感染症などで急な休みが必要な場合もあり、人員不足に苦慮しているところです。

高齢化が進んでいる現在、増加していく救急、マンパワーが必要となる火災に対応するため、管理者及び副管理者、消防長との先の会合において、まずは与論町から行い、段階的に3町とも増員することを承認いたしました。

問 沖永良部与論地区広域事務組合の負担金について**林 敏治議員（与論町）****答 管理者**

組合発足時、昭和58年には当該年度の基準財政需要額のうち消防費の割合を基準としておりました。令和2年度から均等割30%、基準財政需要額のうち消防費70%となっております。

負担金に関しましては、令和5年度の運営協議会においても協議が始まっており、今後も慎重に検討して行く必要があると考えております。

問 職員の増員について**喜山 康三議員（与論町）****答 管理者**

近年の年休取得日数は低く、職員に負担をかけていると感じておりますが、職員の「島民の生命、身体、財産を守る」という意志も強く、最低人員を維持しております。職員不足につきましては承知しており、まずは与論町から行い、段階的に3町とも増員することを承認いたしました。

問 消防庁舎建設計画はあるか**答 管理者**

本署及び分遣所の庁舎は、昭和58年に建築され40年が経過しております。

平成30年に「公共施設等総合整備計画」を策定し、それをもとに管理しているところでございます。建て替えの時期といたしましては、約20年後の令和25年頃の計画になっております。それまでは自分たちでメンテナンスを行ってまいります。

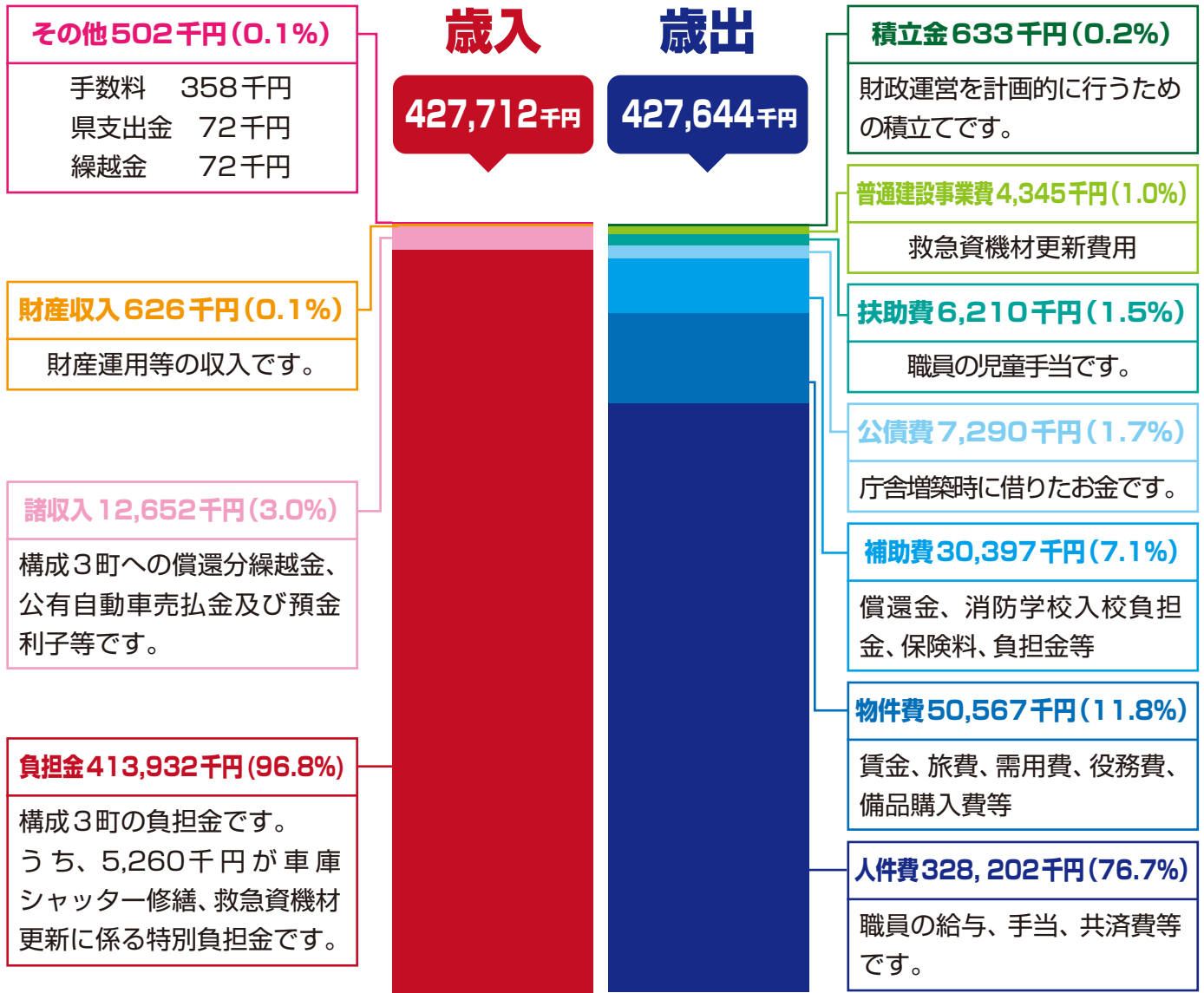
問 災害・救難指揮命令対策の検討について**答 管理者**

現在、ドローンを本署・分遣所に一機ずつ整備しており、運航要綱を作成し行方不明者捜索、火災調査時の写真撮影等に活用しています。

海上保安部との通信手段については、沖永良部・与論ともに指揮本部から情報を奄美海上保安部へ電話連絡し、海上保安部よりヘリに伝えてもらう形になっています。

令和5年度決算報告

沖永良部与論地区広域事務組合



● 実質収支に関する調書

区分	金額
歳入総額	427,712千円
歳出総額	427,644千円
歳入歳出差引額	68千円
翌年度へ繰り越すべき財源	0千円
実質収支	68千円

● 構成町負担金内訳

町名	消防費 349,643(千円)		構成比
	普通負担金	特別負担金	
和泊町	118,400	1,800	34.4%
知名町	116,953	1,787	34.0%
与論町	109,030	1,673	31.6%

※特別負担金(車庫シャッター修繕、救急資機材更新)

町名	介護保険費 64,289(千円)		構成比
	負担金	構成比	
和泊町	22,981	35.8%	
知名町	22,191	34.5%	
与論町	19,117	29.7%	



令和6年度に採用された消防士を紹介するコーナーです。

高校を卒業後、 消防士として 地元・沖永良部に貢献！

令和6年4月に採用された平山翼さん。知名町名字出身。年齢は19歳、身長は176cm。小・中学校では野球部に所属し高校からは陸上部で体を鍛えたことから「体力には自信がある、時間さえあれば体を動かしている」と笑う。

また陸上部ではキャプテンを経験し「協調性や忍耐力にも自信があり、消防はチームで活動するので様々な場面で活かせる」と話す。

また高校は商業科を卒業し簿記検定や情報処理検定などの資格を取得し学業にも力をいれた真面目っぷり。性格面では「人の話をよく聞き相手の気持ちに寄り添う事が得意なため救急活動等の現場で傷病者の気持ちに寄り添いたい」とにこやかに話す。

最後に「地元、沖永良部のためになることはなんでも挑戦してみたい、仕事はもちろん、字の行事等にも力を入れていきたい」と意気込む。

大島支部消防操法大会



第46回大島支部消防操法大会が6月30日に徳之島伊仙町の面縄港で開催されました。5人1組で行うポンプ車操法に10チーム、4人1組で行う小型ポンプ車操法に12チームが出場し、日頃の訓練の成果を競い合いました。ポンプ車操法の部に和泊町第1分団、知名町中央分団、与論町消防団。小型ポンプの部に和泊町第6分団、知名町大徳分団、与論町消防団が出場しました。

競技は、防火水槽から給水し、約63メートル先の火元に見立てた的に放水します。ポンプにホースを接続し、現場近くまで延長して放水する、一連の動作のタイムや正確さを競い合います。

規律有る動き、放水開始までの時間などの審査の結果、小型ポンプの部で**和泊町第6分団**が優勝。

たくさんのご声援ありがとうございました！また2年後は知名町開催です！

分遣所だより



8月6日、与論町役場において救急協力者の2人に対して感謝状を贈呈しました。本件事案は、与論町立長集落の兼母海岸で発生した水難事故事案において、海水浴中に意識がなくなった女性に対して、高田和昇（たかだ かすのり）さん（45歳）と土田直幸（つちだ なおゆき）さん（38歳）が連携し、迅速な救助と通報及び救急隊が到着するまでの間、敷地内にあるAEDを装着し心肺蘇生を行ったものです。救急協力者2人の迅速・的確な行動により女性は、救急隊接触時には呼吸が戻り、病院到着時には話せるようになるまで回復し、現在は社会復帰しています。



たかだ かすのり
高田和昇さん

つちだ なおゆき
土田直幸さん

救命講習を受講してみませんか!?

心臓が止まってしまった人は救急隊だけでは助けることができません。近くに居合わせた人の心臓マッサージや人工呼吸、AEDによる電気ショックによって助かる確率が上がります。

与論分遣所では普通救命講習(3時間)と応急処置法講習(1時間)を行っています。1人からでも受講可能ですので、大切な人の命を守るために受講してみたいはいかがでしょうか？

※講習依頼書の提出と日程等の調整が必要となりますので、まずは与論分遣所へお問い合わせ下さい。



火の用心！！

与論分遣所管内では8月下旬から9月上旬までの短い期間で**4**件の火災が発生しており、その内1件では死者も出ています。今一度火の元の確認をお願いします。

与論分遣所からのお願い

火災や救急・救助の災害現場には大型消防車や救急車、警察車両が緊急走行で現場に急行します。与論島では狭い道路が多い上に、道路にはみ出した木々や路上駐車が多数見受けられます。現場到着までに時間を要したり、消防活動の支障となり得ますので、日頃から車やオートバイ、自転車等の路上駐車を控え町民1人1人が意識し道幅の確保にご協力ください。また、災害現場は危険が多く、災害に遭われたご家族等もいらっしゃいますので、町民の方々はくれぐれも現場に近づかないようご配慮をお願いします。

車の運転中にサイレンの音が近づいてきたら『落ち着いて』安全な場所に停車し、道をお譲り下さい。急に止まる必要はありませんので、ご協力をお願いします。

1. 火災を未然に予防しよう！

- ・ たばこの後始末は確実に。
- ・ コンロ付近に燃えやすいものは置かない。
- ・ カセットコンロより大きいフライパンや鍋を使用しない。
- ・ 火をかけたならその場から離れない。
- ・ **家の整理整頓**に加えコンセントやプラグ周りの掃除をしましょう。
- ・ 夏場の高温になる車内にスプレー缶等を放置しない。
- ・ 車や農機具は定期的に点検し、熱を帯びやすいエンジンやマフラー周りは掃除しましょう。
- ・ 給油後の農機具やガソリン携行缶のキャップの**閉め忘れ**にご注意を。



2. 火災が起きたら小さいうちに消しましょう！

- ・ 消火器は**①黄色いピンを抜く②ノズルを火元に向ける③レバーを握る**の3動作！
- ・ 事業所の防火管理者は職員に消火器の取扱いを指導しましょう。
- ・ 職場や学校での避難訓練を大切に。



3. 消せない、危険と思ったらすぐに避難しましょう！

- ・ 一般住宅の**寝室**や**階段上**には必ず**「住宅用火災警報器」**を設置しましょう！
- ・ 火災による死者のほとんどが**就寝中**です！
- ・ 炎よりも煙を吸い込むことで意識障害を起こす**「一酸化炭素中毒」**の方が危険！



4. 119番通報をしましょう！

- ・ 安全な場所に避難してから『119』番通報をしましょう。
- ・ 『火事』と伝え、必ず『与論』の〇〇で〇〇が燃えていると伝えましょう。
(例)「茶花」の〇〇番地の家が燃えています。／「那間」の県道上で車が燃えています。など
- ・ 落ち着いて電話口の職員の質問に答えてください。



本号に関するご意見ご要望又は、消防に関する相談などがありましたら、
沖永良部消防署・与論分遣所へお寄せください。

沖永良部消防署

[TEL] 93-0119 [FAX] 93-5184
[E-mail] okiyo-shoubou@vega.ocn.ne.jp

与論分遣所

[TEL] 97-0119 [FAX] 97-2811
[E-mail] yoronshoubou@aioros.ocn.ne.jp

ホームページ URL <https://okiyofd.jp>

